



U I J ターン者家賃等補助金のご案内

薩摩川内市では市内企業等の人材確保と地元就労等の促進を図るため、本市の中小企業等に就職したU I J ターン者に対して、支援する制度を設けています。

補助対象者 ※すべてを満たす者

(1) 本市に転入前後1年以内に中小企業等に正規雇用された者

(2) 自ら住宅を借り受け、家賃を支払った者

※上記要件を満たせば新卒の方も対象です。

※甌島地域については、『市内本土地域からの転居者』も含まれます。

※就職先企業の本社所在地は問いません。

※正規雇用とは、雇用期間の定めが無く、社会保険、労災保険、雇用保険に加入していることです。

※但し、令和5年3月31日以前に転入した者は以下の年齢制限有り。

・転入時において40歳未満の者（甌島地域に転入した者については50歳未満の者）



補助の【対象外】となる者

(1) 大企業（従業員300人以上）及び公共機関へ就職した者

(2) 勤務先の社宅、社員寮及び親族所有の借家等に入居した者

補助額

【家賃補助】家賃1か月分額の3/10（甌島地域は5/10）の12か月分

※月額上限額2万円（甌島地域は1万5千円）

※企業等から家賃補助等がある場合は、その額を控除した額にて計算

【移住支援金：甌島地域へのU I J ターン者のみ対象】単身世帯10万円、二人以上の世帯20万円

※「二人以上の世帯」とは、住民票において同一の世帯に編成される方と一緒に移住したU I J ターン者のことをいいます。

申請方法

【家賃補助】補助対象となった日から、2回に分けて申請してください。

1回目：6か月经過した翌日から3か月以内

2回目：12か月经過した翌日から3か月以内

【移住支援金】補助対象となった日から6か月经過した翌日から3か月以内

提出書類

(1) 補助金証明書

(2) 住宅を借り受けた事実を証する書類（賃貸借契約書の写し）

(3) 家賃の払込みを証する書類（振り込みの分かる通帳の写し、領収書など）

(4) 健康保険証の写し

(5) 雇用保険の加入が確認できる書類の写し（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書など）

(6) 住民票（申請日から2か月以内に取得したもの）

(7) 市税の滞納のない証明書（申請日から2か月以内に取得したもの）

問合せ先

薩摩川内市役所 産業人材確保・移住定住プロジェクトチーム 電話：0996-23-5111（内線：4851）